

大阪狭山市水循環協議会規則

令和 4 年 (2022 年) 3 月 2 5 日

大阪狭山市規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成 2 5 年大阪狭山市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、大阪狭山市水循環協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 協議会は、本市水循環計画に関する諸課題について、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議及び審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 水循環計画の策定に関すること。
- (2) 水循環計画の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、水循環計画について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から第 2 条に規定する諮問に係る協議及び審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庁内調整会議)

第8条 条例第2条第1号に規定する協議会の所掌事務の具体的事項に関して検討及び協議を行うため、協議会に庁内調整会議を置く。

2 庁内調整会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 庁内調整会議に議長を置き、議長は水資源部長をもって充てる。

4 議長は、事務を総理し、庁内調整会議を代表する。

5 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 庁内調整会議は、議長が必要に応じ招集する。

(庶務)

第9条 協議会及び庁内調整会議の庶務は、水資源部において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員委嘱後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表（第8条関係）

水資源部長
危機管理室次長
政策推進部次長
総務部次長
健康福祉部次長
都市整備部次長
市民生活部次長
水資源部次長
農業委員会事務局次長
教育部次長
こども政策部次長